

石川県公報

令和5年7月14日

第13625号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

公 告		選挙管理委員会	
○特定調達契約に係る入札公告	(管財課) 1	○小松市議会議員選挙の当選の効力に関する審査申立てに関する裁決	7
○特定調達契約に係る入札公告	(水産課) 3	○政治団体の届出の公表	9
○公共測量実施公告	(監理課) 6	○政治団体の届出事項の異動の届出の公表	10
○道路の位置の指定公告	(建築住宅課) 6	○政治団体の解散の届出の公表	10

公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和5年7月14日

石川県知事 馳 浩

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

パーソナルコンピュータほか1件 仕様書のとおり

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和5年11月30日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

本入札は、入札等を電子入札システム（下記ホームページアドレス。以下同じ。）により行う。

<https://www.ep-bid.supercals.jp/ebidGoodsAcceptor/index.jsp?KikanNo=1700100>

なお、電子入札システムにより難しいものは、石川県総務部管財課の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札の承諾に関しては、石川県総務部管財課に紙入札方式承諾願を提出すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和5年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和5年石川県告示第140号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(2)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を確実に納入できることを証明する書類を令和5年8月14日（月）までに電子入札システムにより提出しなければならない。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出方法等

(1) 入札説明書の交付方法及び契約条項を示す方法

入札情報システム（下記ホームページアドレス）の入札予定画面よりダウンロードすること。

<http://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIGPublish/EjPPIj?KikanNO=1700100>

(2) 競争入札参加資格申請書の提出場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

(3) 入札書の受付期限

令和5年8月28日（月）午前11時

なお、石川県総務部管財課の承諾を得て紙入札を行う者は、上記受付期限までに石川県総務部管財課に持参により提出すること。ただし、やむを得ないと認められる場合は、書留郵便（受付期限内必着とする。）をもって提出することができる。

(4) 開札日時

令和5年8月28日（月）午後1時30分

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 無効の入札書

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Personal computer and other 1 kind as specified

(2) Delivery date

By 30 November 2023

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Deadline for submitting bidding application

11:00 a.m. 28 August 2023

(5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和 5 年 7 月 14 日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

石川県漁業取締船「てどり」主機関定期検査及び整備修理（以下「本修理」という。）一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和 5 年 9 月 4 日（月）から同年 10 月 19 日（木）まで

(4) 引渡場所

石川県漁業取締船「てどり」（金沢港）

2 入札に参加する者に必要な要件に関する事項

本修理の入札に参加することができる者は、次に掲げる要件の全てに該当し、かつ、本修理に係る入札参加資格の確認を受け、その資格を有すると認められた者とする。

(1) 令和 5 年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和 5 年石川県告示第 140 号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出期間の末日から本修理の開札の日までの期間に、石川県の指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定後、石川県が別に定める手続きに基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けた者は除く。）でないこと。

(6) MTU 社サービスディーラーであること。

(7) 過去5年の間に国(独立行政法人及び国立大学法人を含む。以下「国等」という。)又は地方公共団体(地方独立行政法人及び公立大学法人を含む。以下「地方公共団体等」という。)が所有する取締、巡視又は監視を目的とする船舶に登載されている連続最大出力1,300KW以上のディーゼル機関の整備修理及び船舶安全法(昭和8年法律第11号)における定期検査をした実績を有すること。

3 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年規則第67号。以下「財務規則」という。)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

4 入札説明書等の交付方法等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和5年7月14日(金)午前10時から同年8月28日(月)午前11時まで

イ 交付方法

(ア) 次の石川県農林水産部水産課ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/suisanka/index.html>

(イ) ダウンロードが困難で、窓口交付を希望する場合の交付場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県農林水産部水産課 電話番号 076-225-1653

(2) 質問書の受付期間及び受付方法

入札説明書等に関する質問がある場合は、文書(様式は任意)で郵送又は持参にて提出すること(詳細は、入札説明書による。)

(3) 入札説明会

開催しない。

5 入札参加資格の確認手続等に関する事項

(1) 本修理の入札に参加を希望する者は、2の資格を有することの確認を受けるため、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をしなければならない。

なお、期限までに当該申請を行わない者及び入札参加に必要な資格がないとされた者は、入札に参加することができない。

(2) 申請書及び資料の提出方法、提出期限及び提出場所

ア 提出方法

持参又は郵送すること。

イ 提出期限

令和5年8月1日(火)午後5時

ウ 提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県農林水産部水産課

(3) 入札に参加する者に必要な資格の確認の結果は、当該申請書を提出した者に対し、令和5年8月10日(木)までに文書により通知する。

(4) 入札参加資格の有効期間は、(3)による参加資格付与の通知をした日から令和6年3月31日(日)までとする。

6 入札手続に関する事項

(1) 入札書の提出方法、提出期限及び提出場所

ア 持参により提出する場合

入札の日時に入札の場所へ持参すること。

イ 郵送により提出する場合

- (ア) 提出方法
書留郵便とする。
- (イ) 提出期限
令和 5 年 8 月 25 日（金）午後 5 時（期限内必着とする。）
- (ウ) 提出場所
〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
石川県農林水産部水産課
なお、電報及び電送による入札書の提出は、認めない。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時
令和 5 年 8 月 28 日（月）午前 11 時
- イ 場所
〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
石川県庁行政庁舎 14 階 1402 会議室 電話番号 076-225-1653（水産課）

(3) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

7 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、財務規則第 115 条の規定により入札保証金を納付しなければならない。

- (ア) 納付期限
令和 5 年 8 月 28 日（月）午前 10 時 30 分

- (イ) 納入場所
〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
石川県出納室 電話番号 076-225-1556

イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。

なお、免除を受けようとする者は、令和 5 年 8 月 16 日（水）午後 5 時までに入札保証金納付免除申請書を提出しなければならない。

- (ア) 入札参加者が、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (イ) 入札参加者が、過去 5 年の間に国等又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 入札保証金の納付を必要とする入札について、入札保証金納付証明書の添付のない入札又は当該納付額が不足する入札
- ウ 財務規則第 117 条第 1 号により入札保証保険契約を締結し入札保証金の納付が免除された入札について、入札保証保険証券の入札金額を超える入札
- エ 記名押印のない入札及び入札金額を訂正し、その箇所に押印のない入札
- オ 同一人の同一事項に対する 2 通以上の入札
- カ 入札者が他の入札者の代理人を兼ねてした入札又は 2 人以上の入札者の代理を兼ねてした者の入札
- キ 必要な記載事項を確認できない入札

- ク 明らかに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触すると認められる入札又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札
- ケ 委任状を持参しない代理人のした入札
- コ 再度の入札に当たり、直前の入札の最低価格以上の入札
- サ 代理人が入札する場合は、入札者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書
なお、正当な代理人であることが委任状その他で確認された場合を除く。
- シ 入札公告において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- ス その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 資格審査

令和5年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等に基づく競争入札参加者資格を有しない者で入札を希望するものは、所定の競争入札参加者資格申請を行うこと。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required

Periodic inspection and repair of the fisheries patrol boat "Tedori"

(2) Period for the submission of application forms and attached documents for the qualification

From 10:00 a.m. on Friday, July, 14, 2023 to 5:00 p.m. on Thursday, August 1, 2023

(3) Date and time for the submission of tenders

11:00 a.m. on Monday, 28, August, 2023

(Tenders submitted by mail: 5:00 p.m. on Friday, 25, August, 2023)

(4) Contact point for notification

Fisheries Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratuki, Kanazawa-city, Ishikawa Pref.

920-8580 Japan TEL 076-225-1653

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、石川県知事から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年7月14日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (水 準 測 量 、 写 真 測 量)	令和5年7月7日から 同年10月25日まで	白山市福正寺町、橋爪町

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和5年7月14日

石川県知事 馳 浩

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
かほく市内日角ワ1番2	幅員 6.00m 延長 29.17m	羽咋郡志賀町高浜町ヤの141番地 有限会社大生地建	令和5年6月27日
かほく市浜北ニ1番1	幅員 6.00～ 12.00m 延長 23.85m	金沢市有松一丁目1番1号 株式会社ジョイント21	令和5年7月3日

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第73号

石川県小松市平面町白江夏奈子から提起された令和5年4月23日執行の小松市議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、同年7月10日、当委員会は次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第215条の規定により告示する。

令和5年7月14日

石川県選挙管理委員会

裁 決 書

石川県小松市平面町

審査申立人 白江 夏奈子

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和5年5月12日付けで提起された同年4月23日執行の小松市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、石川県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

第1 審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙について、令和5年5月2日付けで小松市選挙管理委員会（以下「市委委員会」という。）に対し、当選の効力に関する異議の申出を行ったところ、市委委員会は同月11日、この異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）を行った。

申立人は、原決定を不服として、これを取り消し、本件選挙の当選人のうち、斎藤和美、吉柴文悟、東浩一、岡山晃宏及び深田博智（以下「当選人」という。）の当選の効力を無効及び元良典及び林健二（以下「落選人」という。）の選挙権を欠格とする旨の裁決を求めている。

申立人から提出された申立書から、その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

- 当選人及び落選人が、本件選挙の告示日前にSNSで投稿及び拡散した行為は、事前運動に該当し、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第129条に違反する。また、インターネット上での頒布による働きかけは、文書図画の掲示に該当し、法第143条第16項に違反する。
- 吉柴文悟及び東浩一が、選挙期間中に選挙事務所において飲食物を提供した行為は、買収・買収供応に該当し、法第139条に違反する。
- 吉柴文悟が、選挙期間中に個人宅を訪問した行為は、戸別訪問に該当し、法第138条に違反する。
- 東浩一が、氏名が分かるポスターを本件選挙の告示日直前の2023年3月に掲示した行為は、文書図画の掲示に該当し、法第143条第1項、第4項及び第19項に違反する。
- 岡山晃宏が、市議会議員の立場を利用し、告示日直前に社会福祉法人内の施設利用者に対して立候補する旨の告知及び周知を図った行為は、地位利用による事前運動に該当し、法第136条の2に違反する。
- 林健二が、氏名の目立つ顔写真付きポスターを本件選挙の告示日前の2023年2月にインターネット上で頒布及び拡散した行為は、文書図画の掲示に該当し、法第143条第1項及び第4項に違反する。
- 市委委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第186条で規定されている「選挙に関する事務及びこれに関係のある事務」である候補者の選挙違反を警察に告発することを怠り、被選挙権を有すべきでなかった当選人を当選と判断し、落選人の選挙権を欠格としていない。

第2 裁決の理由

当委員会は、申立人の本件申立てを適法なものとして認め、これを受理し、市委員会からは弁明書及び本件選挙における事実を証する書類を徴し、また、申立人からは反論書を徴し、慎重に審理を行った。

ところで、本件申立ては、本件選挙の当選人の当選の無効を主張するものであるが、当選の効力に関する争訟は、選挙が有効に行われたことを前提とするものであり、法第209条の規定によれば、当選の効力に関する審査申立てにおいても、当該選挙について選挙の規定に違反することがあり、それが選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合は、当該選挙管理委員会は、その選挙の全部又は一部を無効とする旨の決定をしなければならない旨定められている。

このため、本件審理では、まず、申立人の主張が選挙の無効原因となり得るかを判断した上で、更に当選の効力について判断することとする。

1 選挙の効力について

およそ選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もっとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」(最高裁判所昭和61年2月18日判決)とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうもの」(最高裁判所昭和29年9月24日判決)とされている。

当委員会は、こうした観点に立ち、申立人の主張が選挙の無効原因となり得るか否かについて、次のとおり判断する。

(1) 申立理由の1から6までについて

申立人は、当選人及び落選人が違反行為を行っていたことを主張しているが、前記第2の1のとおり、選挙人等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為は、選挙無効の要件である「選挙の規定に違反する」ことに当たらない。

また、仮に申立人が主張する違反行為が行われていたとしても、そのために本件選挙区内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じたと認めるに足る根拠や証拠等が申立人から示されていない。

従って、申立人の主張には理由がない。

(2) 申立理由の7について

申立人は、市委員会が候補者の選挙違反を警察に告発することを怠っていると主張しているが、「公職選挙法は、同法129条に違反した場合については、同法239条1項1号に罰則規定を置くほか、同法251条に当選人の当選を無効とする規定、同法252条に処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止の規定を置くものの、選挙管理委員会が上記違反に対処すべき義務や権限に係る規定は置いていないから、上記各申出に対し、被告においては、当該行為が違法であるか否かの審査判断をなすべき権限も義務も有しておらず、違反行為を取り締まるべき地位にもなかったというほかない。」(東京高等裁判所平成29年4月12日判決)とされていることから、市委員会が告発しないことをもって、選挙の管理執行手續に関する規定に違反したということはできない。

なお、選挙管理委員会は、自治法第138条の4に基づき、普通地方公共団体に設置されている委員会であり、自治法第186条に基づき、選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理する執行機関であるが、選挙の取締については、法第7条において、検察官、都道府県公安委員会の委員及び警察官が行うことが規定されている。

従って、申立人の主張には理由がない。

以上のとおり、本件選挙における申立人の主張は、選挙の無効原因に該当しない。

2 当選の効力について

当委員会は、前述のとおり、申立人の主張が選挙の無効原因に該当しない旨判断したことから、選挙が有効に行われたことを前提として、当選の効力について判断する。

およそ当選の効力に関する争訟においては、「当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」（名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決）とされている。

よって、当選の効力に関する争訟における当選無効原因としての違法事由は、当選人決定についての違法事由のみに限られていると解されているところである。

申立人は、当選人が違法に選挙運動を行っていることを理由として当選が無効であることを主張しているが、「候補者が違法な選挙運動を行っても、そのために刑に処せられない以上、その者の当選が無効となるものではない。したがって、当選無効訴訟において当選人が選挙犯罪に該当する行為をしたか否かを審理判断してこれを理由にその当選を無効とすることはできないものである。」（仙台高等裁判所平成3年12月26日判決）とされている。

また、申立人は、当選人が被選挙権を有していないことを理由として当選が無効であることを主張しているが、本件選挙の当選人決定にあたり、市委員会は本件選挙の告示日に候補者の被選挙権について、欠格事項に該当しないこと及び被選挙権のない者の立候補の禁止の規定に該当しないことを確認した上で、選挙期日の翌日に選挙会を開催し、当選人の当選を決定している。加えて、当選人及び落選人が被選挙権を有していないと認めるに足りる根拠や証拠等が申立人から示されていない。

従って、申立人の主張には理由がない。

以上のことから、本件選挙における申立人の主張は、選挙の無効原因及び当選の無効原因にも該当しないことから、申立人の異議の申出を棄却した市委員会の決定に誤りはない。

よって、当委員会は主文のとおり決定する。

令和5年7月10日

石川県選挙管理委員会
委員長 坂 井 美 紀 夫

石川県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和5年7月14日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

（政党の支部）

国会議員関係政治団体以外の政党支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
参 政 党 石川県支部連合会	中 沢 直 木	飯 田 道 代	金沢市菊川2-24-3	○	令和5年 6月1日

（政党の支部以外のその他の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
喜多浩一後援会	喜 多 浩 一	喜 多 浩 一	金沢市泉本町4-110	令和5年6月19日

石川県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年7月14日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
参政党石川第1支部	中沢直木	代表者	中沢直木	川裕一郎	令和5年6月1日
		会計責任者	飯田道代	中沢直木	令和5年6月1日
参政党石川第2支部	久保雅哉	代表者	久保雅哉	今井雅人	令和5年6月1日
参政党石川第3支部	桶作正親	会計責任者	上田匠吾	中島敏勝	令和5年6月1日
公明党石川県本部	谷内律夫	代表者	谷内律夫	増江啓	令和5年6月4日
		会計責任者	小松実	谷内律夫	令和5年6月4日
自由民主党石川県金沢市第三十三支部	喜多浩一	会計責任者	喜多浩一	今井昭子	令和5年6月19日
立憲民主党石川県第1区総支部	荒井淳志	代表者	荒井淳志	近藤和也	令和5年6月21日
		会計責任者	川島美和	荒井淳志	令和5年6月21日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
久保洋子後援会	久保洋子	主たる事務所所在地	金沢市諸江36-17	金沢市兼六元町15-28	令和5年5月12日
税理士による小森卓郎後援会	玉井政利	会計責任者	若林宣昭	木村岳二	令和5年5月20日
税理士による馳浩後援会	川上一夫	代表者	川上一夫	中泉友治	令和5年5月20日
石川県土地家屋調査士政治連盟	丸田三智雄	会計責任者	上山優	山下茂	令和5年5月26日

石川県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年7月14日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党石川県加賀市第三支部	田中哲也	令和5年5月31日
自由民主党石川県加賀市第一支部	向出進	令和5年6月16日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
勁草会	小松康作	令和4年4月30日
哲政会	岡澤周二	令和5年5月31日
田中てつや後援会	田中哲也	令和5年5月31日
創守会	出口衛	令和5年6月7日
白山いぬわし会	山田淳平	令和5年6月10日

山 田 憲 昭 連 合 後 援 会	中 本 正 弘	令和5年6月10日
喜 多 浩 一 後 援 会	宮 本 哲 一	令和5年6月16日
と く の 光 春 後 援 会	徳 野 光 春	令和5年6月28日

